

～養育費を確保しよう～

「養育費」とは、こどもの健やかな成長と安定した生活のために必要な経費です。
その受取りはこどもの重要な権利であり、支払いは親の義務です。
養育費の債務名義化の促進と継続した養育費の履行確保を図る制度です。

支援対象となる経費

養育費受取りのため、以下の手続きを行った方には、5万円を上限に補助金を支給します。
公正証書を作成した日や契約締結の日などから6か月以内の申請が可能です。

※令和6年4月1日以後に行った取組みから適用

支援 1	公正証書等 の 作成経費	支援 2	養育費保証 契約の 締結経費	支援 3	裁判外紛争 解決手続の 利用経費
---------	--------------------	---------	----------------------	---------	------------------------

対象となる方

以下のA～Eすべてに該当する方

- | | | |
|---|--|--|
| A 上尾市内に居住し
交付申請時に
ひとり親である方 | B 児童扶養手当・
ひとり親家庭等医療費助成
を受けている方、
または同様の所得水準の方 | C 養育費の取決めの
対象となる
児童を現に
扶養している方 |
| D 養育費の取決めのための
経費、保証料等を負担した | E 過去に同一の児童を
対象とした同様の補助金を
交付されていない方 | |



内容については裏面または二次元コードを読み込みご覧ください

内容や要件など

	補助内容	要件	対象となる経費	①～③ 共通必要書類
①	公正証書等の作成経費 (強制執行 認諾条項付 きのものに 限る)	公正証書等の作成経費 を負担していること 養育費の取決めに係る 公正証書等を有して いること	- 公証人手数料 - 家庭裁判所の調停申立 又は裁判に要する 収入印紙代、切手代 - 連絡用の戸籍謄本等 添付書類の取得費用	公簿の確認 で省略可能 なものも有 - 児童扶養手当 証書の写し、 ひとり親家庭 等医療費の受 給者証の写し 又は戸籍謄本 又は抄本 - 世帯全員の 住民票の写し - 児童扶養手当 とひとり親家 庭等医療費の 受給者でない 場合は、 所得証明書 (所得判定年度は 児童扶養手当に 準じる) - 交付対象 となる経費の 領収書等の写し
②	養育費保証 契約の契約 締結経費	養育費保証契約の締結 に要する費用を負担して いること 養育費の取決めに係る 公正証書等を有して いること 養育費保証契約の 保証期間が1年以上 あること	保証会社と養育費保証 契約を締結する際に 要する費用のうち、 初回保証料として 補助金の交付を 受けようとする方が 負担する費用	
③	裁判外紛争 解決手続 (ADR) 利用経費	裁判外紛争解決手続利用 に要する費用を負担して いること	申込料及び依頼料に 相当する費用並びに 係る費用 (書類等の代理作成費用、 申立人又は相手方の 要望により弁護士会 及び認証ADR事業者 が用意する場所以外で 調停を行う場合に おける当該場所の 賃借費用、交通費 その他の実費を除く)	



申請にあたっての
必要書類など・・・
詳しくはこちらへ



上尾市役所こども支援課
電話048-775-6819(直通)

※DV等で避難されている場合は直接上記へご相談ください